附則第六条中「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託金管理経理」に改め、同条に次の二項を加える。

2　被用者年金一元化法附則第五十二条第一項の規定により指定都市職員共済組合から市町村連合会に承継した資産の移換が完了するまでの間における指定都市職員共済組合の退職等年金預託金管理経理における資産勘定、負債勘定及び資本勘定に属する勘定科目に係る新規程別表第一号表第一号表の五の適用については、同表中「未収金」とあるのは、「未収金　承継資産仮勘定」とする。

3　被用者年金一元化法附則第五十二条第一項の規定により指定都市職員共済組合から市町村連合会に承継した資産の移換が完了するまでの間における指定都市職員共済組合の経過的長期預託金管理経理における資産勘定、負債勘定及び資本勘定に属する勘定科目に係る附則別表第二の適用については、同表中「未収金」とあるのは、「未収金　承継資産仮勘定」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年十月五日から施行する。

（老齢厚生年金の請求の特例）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者であつて、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金について同法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者については、この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程第百二十条第一項により適用することとされた厚生年金保険法施行規則第三十条の二の規定を適用する。

（その他の経過措置）

第三条　前二条に定めるもののほか、この命令の施行に伴う必要な経過措置については、別に主務大臣が定める。

省　令

○総務省令第八十二号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の十七」を「第五条の八」に、「第二章　連合会　第一節　市町村連合会（第六条―第十一条の四）　第二節　地方公務員共済組合連合会（第十一条の五―第十一条の十六）」を「第二章　連合会　第一節　市町村連合会（第六条―第十一条の四）　第二節　地方公務員共済組合連合会（第十一条の五―第十一条の十六）　第二章の二　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第十一条の十七―第十一条の二十一）」に改める。

第一条中「地方公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十二号。」を、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十三号。」を、「施行法」という。）」の下に「並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を、「及び施行法」の下に「並びに厚生年金保険法」を加える。

第二条中「若しくは「特別措置法」、「沖縄の共済法」若しくは「復帰更新組合員」」、「若しくは第七十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号」及び「若しくは特別措置法、沖縄の共済法若しくは復帰更新組合員」を削る。

第二条の三を次のように改める。

（標準報酬の改定の程度）

第二条の三　法第四十三条第十項に規定する総務省令で定める程度は、組合員の標準報酬の等級と当該組合員に係る同項の規定により算定した額に相当する標準報酬の等級との間に二等級以上の差が生じた状態に係る程度とする。

第二条の五の見出し及び同条第一項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改める。

第二条の五の四から第二条の七の四までを削る。

第二条の五の三第一号中「保育又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「保育又は児童福祉法」に改める。

第二条の五の三の次に次の十三条を加える。

（付与率の見直し）

第二条の六　法第七十七条第一項に規定する付与率（以下第二条の六の十までにおいて「付与率」という。）について、法第七十七条第二項又は令第二十五条に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、地方公務員共済組合連合会の定款を変更するものとする。

（基準利率の基礎となる国債の利回り）

第二条の六の二　基準利率（法第七十七条第四項の規定により各年の十月から適用される基準利率をいう。以下第二条の六の十までにおいて同じ。）の基礎となる国債の利回りは、次の各号に掲げる値のうちいずれか低い値とする。

一　当該十月の属する年の三月から過去一年間に発行された利付国庫債券（期間十年のものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の応募者利回り（当該利付国庫債券の償還金額から発行価格を減じたものを十で除して得た率に当該利付国庫債券の表面利率を加えたものを当該利付国庫債券の発行価格で除したものをいう。次号において同じ。）の平均値

二　当該十月の属する年の三月から過去五年間に発行された利付国庫債券の応募者利回りの平均値

（基準利率の下限）

第二条の六の三　基準利率は、零を下回らないものとする。

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第二条の六の四　法第七十九条第一項に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　三歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと。

二　法第百十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業（法第四十三条第十四項に規定する産前産後休業をいう。次号において同じ。）を開始している場合を除く。）。

三　法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四　当該子以外の子に係る法第七十九条第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと。